

REDD プラス関連用語の解説

CCBS, CCB Standard, CCB スタンダード (Climate, Community and Biodiversity standard)

気候・地域社会・生物多様性プロジェクト設計スタンダード。国際 NGO 等のパートナーシップである Climate, Community and Biodiversity Alliance (CCBA) が作成した、REDD プラスなど土地利用プロジェクト設計のための基準。気候変動の緩和、地域社会、生物多様性保全それぞれの側面にプラスの効果をもたらすための項目と各側面への影響を評価する基準が設けられている⁴⁾。→セーフガード
→松本氏、浦口氏の記事

COP (Conference of the Parties), UNFCCC COP

気候変動枠組条約締約国会議。COP 自体は特定の条約のものではない。毎年開催される条約の最高意思決定の交渉会議である。科学的、技術的な助言に関する補助機関 (SBSTA) などがある。1997 年 12 月に開催された第 3 回締約国会議 (COP3, 京都会議) においては、法的拘束力のある数値目標を定める京都議定書が採択された³⁾。2014 年 12 月に第 20 回締約国会議 COP20 がペルーの首都リマで開催されている。→松本氏、増古氏の記事

FCPF (Forest Carbon Partnership Facility)

森林炭素パートナーシップ基金。2007 年に世界銀行において設立された。REDD プラスの支援制度 (→見出し) のひとつ。

FPIC (Free, Prior and Informed Consent)

自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意。2007 年国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にもとづく原則で、先住民族が自身の土地または資源に影響を与える可能性のある事業に対して、事前の情報の完全な開示に基づいて、強制されることなく、同意または保留できる権利^{2,3)}。→坂本氏の記事

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

気候変動に関する政府間パネル。1988 設立。世界の専門家による科学技術の文献調査にもとづいて、数年おきに評価報告書を発行している。気候変動に関する最も信頼できる情報源として認知されている。各種の方法論 (→ IPCC ガイドライン)、UNFCCC (→見出し) が求める特定のテーマについても報告書を発行しているが、UNFCCC とは独立した機関である³⁾。→松本氏の記事

IPCC ガイドライン (IPCC Guidelines)

気候変動枠組条約を批准した各国が国連への報告のために温室効果ガス排出量を推計する方法を IPCC が示したガイドライン。正式には「気候変動に関する政府間パネル国別温室効果ガス排出インベントリガイドライン」で現在 2006 年版が最新版となっている。REDD プラスの技術的方法論についても、最新の IPCC ガイドラインの利用が合意されている^{1,3)}。→松本氏、稲田氏らの記事

JCM (Joint Credit Mechanism)

→二国間クレジット制度

MRV (Measurement, Reporting and Verification)

計測、報告、検証。途上国の緩和活動を伝達する手順で、「計測」では森林面積・炭素蓄積量と REDD+ 活動の実施によるその変化を定量化すること、「報告」では IPCC ガイドラインの方法論に沿ったものであること、「検証」では推定精度のチェックを受けることが求められる²⁾。国レベルで森林の炭素蓄積とその変化量を計測するための方法論のガイダンス (COP15 で合意) では、堅固かつ透明性の高い国家森林モニタリングシステム (NFMS) の構築を途上国に要請しており、リモートセンシングと現地調査を組み合わせたシステムが推奨されている¹⁾。→松本氏、佐藤氏、稲垣氏らの記事

REDD プラス (REDD-plus, REDD+)

Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation (REDD) and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries (REDD-plus)

「森林減少・森林劣化からの排出の削減、および森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化の役割」の略称。当初は UNFCCC の下での将来の温暖化緩和策に関する議題の一つを指していたが、近年では、議論が国連の枠組みにとどまらず、二国間、多国間、民間ベース等での活動が先行的に広がっている。総じて、途上国において森林減少・劣化の抑制等の活動を行い、それにより温室効果ガスの排出量削減あるいは吸収量を増加させることに対して、その実績に応じて経済的なインセンティブ（クレジット、資金等）が得られるメカニズムとして理解されている¹⁾。→松本氏の記事

REDD プラスの支援制度

UNFCCC における REDD プラスの枠組み等に関する議論と併行し、様々なパイロットプロジェクトや途上国の能力開発支援が、先進国政府、国際機関、民間企業、NGO によって実施されている。日本を含む先進国による二国間協力の枠組みを通じた支援（→JCM）のほか、世界銀行による「森林炭素パートナーシップ基金（→FCPF）」、国連食糧農業機関（FAO）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）の共同の取り組みである「UN-REDD プログラム」などの支援制度も実施されている。^{1,4)}。→松本氏、増古氏、佐藤氏の記事

UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change)

気候変動に関する国際連合枠組条約、通常略して「気候変動枠組条約」という。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在および将来の気候を保護することを目的とし、温暖化防止のための取り組みの原則、措置などを定めている。1992年リオ・

デ・ジャネイロで開かれた環境と開発に関する国際連合会議（UNCED、地球サミット）で採択され、1994年に発行した。同条約にもとづき1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている（→COP³⁾）。→松本氏の記事

UN-REDD, UN-REDD Program

国連食糧農業機関（FAO）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）が共同で取り組む REDD+ の支援制度。設立 2008 年。

VCS (Verified Carbon Standard)

ボランティア・マーケットにおける品質保証されたプロジェクトとクレジットを提供するために2006年に公開された認証基準。プロジェクトの実施によって削減・吸収された排出量は Verified Carbon Unit (VCU) としてクレジット発行される。VCS はボランティア・マーケットにおいて最も取引量が多い。なお、VCS と CCBS（→見出し参照）は、2012年に両認証の同時取得において経費やプロセスを簡易化できる VCS+CCB Project の規定を公開した⁵⁾。→松本氏、浦口氏の記事

カーボン・オフセット (carbon offset)

温室効果ガスの排出量を他の場所で実現した排出削減・吸収量（クレジット）を購入、または排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することにより、その排出量を埋め合わせること³⁾。広義には政府や事業者が法的拘束力のある排出削減目標を達成するために京都メカニズムのクレジット（→カーボン・マーケット）を利用することも含まれるが、一般にはボランティア・マーケット（自主的市場）で取引されるクレジット（VER: Verified Emission Reductions）を利用するものが多い⁵⁾。→井上・中西氏の記事

カーボン・マーケット (carbon market)

炭素市場。温室効果ガス排出削減量（CO₂削減相当量）がクレジットの形で取引される市場。①ボラ

ンタリー・マーケット（自主的市場，法的拘束力のない自主的な取引）と②コンプライアンス・マーケット（規制的市场，京都議定書の排出権取引やEU域内排出権取引制度のような排出削減目標達成のための取引）がある。最大のカーボン・マーケットは欧州（連合域内）排出権取引制度（EU ETS）である²⁾。→井上・中西氏の記事

クレジット (credit)

温室効果ガスの排出削減量や吸収量。カーボン（炭素）クレジット，排出権，オフセット・クレジットなどの呼称がある。これら削減・吸収量は，現在運用されている各クレジット制度の中で，検証や認証を経て，市場での取引が可能になる。

UNFCCCは現在もREDDプラスのメカニズムを構築中であるが，すでに世界各地でプロジェクトレベルのREDDプラス事業が始まっており，ボランティア・マーケット（自主的市場，→カーボン・マーケット）でのクレジットの取引も開始されている。クレジットには，このほかに京都クレジットのように各国の数値目標達成のためにコンプライアンス・マーケット（規制的市场）で扱われるものがあり，将来的にREDDプラスのクレジットがどちらの性質になるのか各ステークホルダー（利害関係者）の大きな関心事となっている¹⁾。→松本氏，井上・中西氏の記事

セーフガード (safeguard)

REDDプラスの活動が地域社会や環境保全など排出削減とは別の側面で生じる恐れがある負の影響を予防する措置のこと。セーフガードが重要であることは，REDDプラスが地域社会や自然資本と密接に関係していることを示している⁴⁾。→松本氏，浦口氏の記事

二国間クレジット制度 (JCM)

当初は「二国間オフセット・クレジット制度」と呼ばれていた。日本が世界的な排出削減・吸収に貢献するため，世界に提案しているクレジット制度。途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じ，実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し，日本の削減目標の達成に活用するもので，2015年1月現在で12カ国と署名を交わしている。JCMはUNFCCCの下での新たな国際枠組みが発効されるまでの期間を対象としている⁶⁾。→松本氏，増古氏，佐藤氏の記事

ベースライン (baseline)

リファレンスレベル（参照レベル），リファレンスシナリオと同義。REDD+では，提案されたプロジェクト活動や政策の介入が無かった場合の人間に由来する森林炭素蓄積量の変化の見込みをいう²⁾。→松本氏，佐藤氏の記事

〔引用文献〕 1) 平田泰雅・鷹尾 元・佐藤 保・鳥山 淳平（編）（2012）REDD-plus Cookbook. (独)森林総合研究所 REDD 研究開発センター，152pp. 2) E.O. Sills, S.S. Atmadja, C. de Sassi, A.E. Duchelle, D.L. Kweka, I.A.P. Resoudarmo and W.D. Sunderlin (eds.) (2014) REDD+ on the ground : A case book of subnational initiatives across the globe. CIFOR, 505pp. 3) Cambodia REDD+ Taskforce Secretariat (CRTS) (2014) REDD+ Glossary. Cambodia REDD+ Programme, 2014. CRTS, 61pp. 4) 環境省 Forest Partnership Platform ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/qindex.html> 5) 環境省地球環境局地球温暖化対策課（2014）市場メカニズム室平成25年度カーボン・オフセットレポート. 53pp, 環境省 6) 新メカニズム情報プラットフォーム ホームページ <http://www.mmechanisms.org/link/index.html>

（国政緑化推進センター 石塚森吉）